

昭和十七年一月二十三日 第三編頭便形説
昭和十七年八月二十五日 印刷納本
昭和十七年九月一日 (毎月一回一日發行)

禁轉載

道路の改良

第二十四卷
第九號

社団法人
道路改良會

鋪裝報國

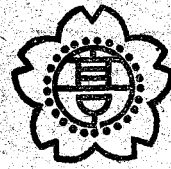
日本鋪道株式會社

東京・丸ノ内

社長 浅利三朗

東京・大阪・福岡・札幌・京城・臺北・新京・横濱・名古屋・京都

土木建築
道路鋪裝
工事請負



株式會社 高野組

本社

東京市京橋區越前堀二ノ一

電話京橋(56)一、九二三番・七、八二五番
七、三二〇番・八、〇七二番

倉庫

東京市品川區東品川三ノ三
電話高輪(44)五三四〇番

大阪出張所

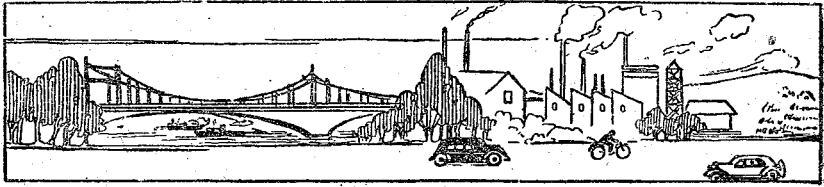
大阪市北區梅ヶ枝町一五七(梅ヶ枝ビル)
電話北(36)一、九五六番・一、九八八番

福岡出張所

福岡縣糟屋郡和白村奈多
電話和白二二八番

上海出張所

上海市老靶子路二六九號
電話(02)四三、二二三番・三、九五〇番



道路の改良 第二十四卷 第九號 目次 昭和十七年九月一日發行

【口 繪】 本會副會長故工學博士中川吉造氏

卷頭言

論 說

自動車交通と道路問題の一考察 日本大學教授 松葉榮重(三)

研 究

マダガスカルとアリユーシヤン(中) H T 生(三)

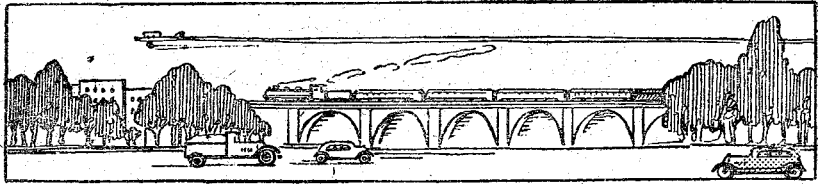
說 苑

内務技監の今昔(五) 〓青山士氏 〓 清 水 生(三)

南方視察日記 内務技師 井關 正 雄(四)

最大の要衝ロストフから油田への道 淡 路 生(五)

故中川吉造博士を憶ふ 澁 谷 生(五)



交通漫才……………(六)

時局日誌(五十九)……………Y H 生(四)

内務省特報

◎情報局發表行政簡素化及官吏職員の内容◎警察部長事務打合會に於ける内務大臣の訓示◎警察部長會合の席上に於ける東條首相の挨拶……………(九)

法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例……………N M 生(六)

例規 道路標識中様式一部追加ノ件

道路工事執行令中資格證明ニ關スル件

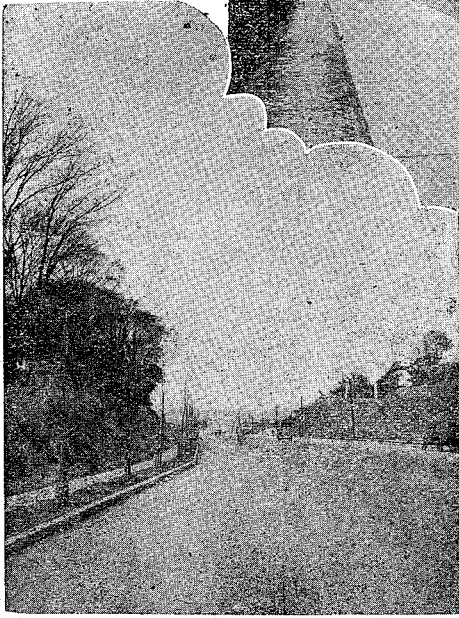
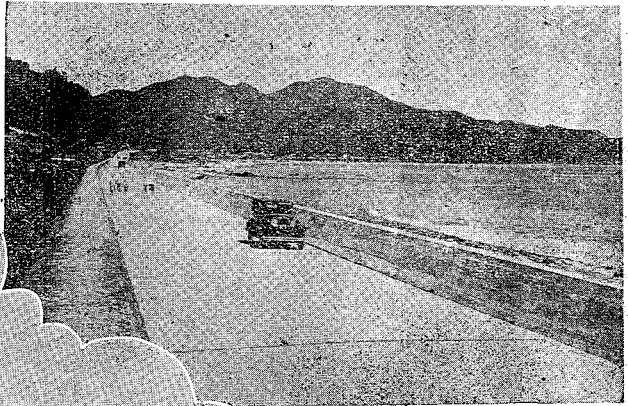
雜報

◎本會幹事川上和吉氏◎副會長中川吉造氏◎開港記念東京港誌◎現戰時下の土木工法

◎近刊圖書雜誌……………(一一)

叙任辭令……………(一四)

編輯室の内外……………(一七)



淺野ポルトランドセメント
一般工事用

淺野高爐セメント

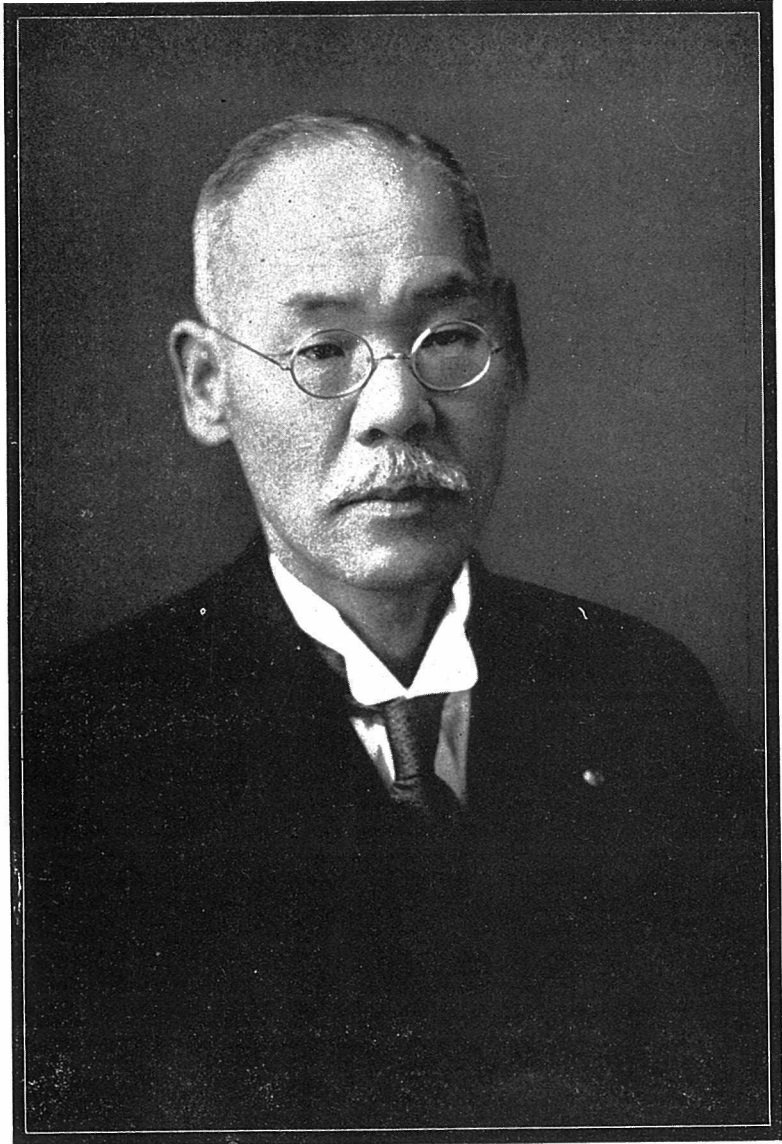
下水工事ニ
好適

淺野ベロセメント

短期高強度
工事期間短縮
工事費節約

淺野セメント株式會社

東京市丸ノ内海上ビル



氏造吉川中 士博學工 故 長會副會本

道 路 鋪 裝

(カ タ ロ グ 冊 呈)



營業科

瀝青乳劑 製造販賣
 用 製 工 事 請 負
 透 混 合 用 鋪 裝
 各 種 鋪 裝 工 事 請 負
 一 般 土 木 建 築 工 事 請 負



東 邦 工 業 合 資 會 社

本 社 { 東 京 市 赤 坂 區 青 山 北 町 四 ノ 一 〇 三
 { 電 話 青 山 (36) 四 九 七 三 ・ 八 一 四 八

工 場 { 神 奈 川 縣 川 崎 市 幸 町 三 ノ 六 一 二
 { 福 岡 縣 小 倉 市 富 野 町 下 道 田 一 四 一 三 ノ 二

營 業 所 { 名 古 屋 市 ・ 京 都 市 ・ 大 阪 市
 { 岡 山 市 ・ 廣 島 市 ・ 小 倉 市 ・ 熊 本 市

土木實務者の獨修書

實用地土木講座

初級と上級

中等程度

移轉記念

新會員臨時募集

時局の要求に即應し、鐵道工學講座と協同經營の爲、這般左記に事務所を移轉す。

土木は國民生活の基緒にして、國本的技術として高度國防の基本的一環を成し、特に航空及防空土木は國民須知の新技術である。

新東亞建設の第一歩は土木日本の大陸進出に在り。行け！ 土木家は南方の新天地に!!! 國力伸張のため將た大東亞興隆のため。

土木を以て立身奉公せんと欲する人のために、島國日本より大東亞の新天地へと進出報國を期する人のために、本講座を捧げる。

▼兩講座共初代内務省土木試驗所長、元東京市土木局長牧彦七博士の綜管下に、内務・鐵道・農林・逓信四省、東大・日大・企畫院・滿洲國政府・東京市役所・北京特別市公署・其他の關係諸先生の執筆に成る時電の最良書である。

▼初級講座には土木製圖・測量學・應用力學・土木材料・施工法・鐵筋コンクリート・河川工學・砂防工學・港灣・道路・橋梁・鐵道工學・發電水力・都市計畫・上水道・下水道の外に科外講話あり。一年三ヶ月修了。毎月一册配本。會費金壹圓五拾錢前納。全卷即時配本可能。

▼上級講座には簡易鋪裝・セメント系鋪裝・コンクリート橋梁及溝橋・隧道・土木地質學・土木基礎工・擁壁工・農業土木・航空土木・防空土木・高速鐵道・軌道及特殊鐵道・土木地質學・土木工事監督・續土木工事監督・土木行政法綱要・應用電氣工學等あり。一年一ヶ月修了。毎月一册配本。會費金壹圓七拾錢(但第十三號に限り金貳圓)前納。全卷即時配本可能。

▼送料(暫定)每卷内地十四錢、臺灣・朝鮮・南洋・滿支各二十錢各自負擔。

内容見本無代進呈

日本土木工學會

新事務所 東京市麴町區飯田町二ノ一 一番地

振替東京二〇八三四番

昭和十七年

道路の改良

九月一日

第四十卷
第九號

言 頭 卷

地方自治制度たる市制町村制が改正せらるゝとの事である。果して如何なる程度の改正が加へらるゝかは知らざるも吾曹として多少の註文なきにあらず。聊か之を述ぶることとする。

市制町村制々定當時の理由中に、「國內ノ人民其自治ノ團結ヲ爲シ政府之ヲ統一シテ其機軸ヲ執ルハ國家ノ基礎ヲ鞏固ニスル所以ナリ、國家ノ基礎ヲ固クセントセハ地方ノ區畫ヲ以テ自治ノ機體ト爲シ以テ其部内ノ利害ヲ負擔セシメサルヘカラス……今地方ノ制度ヲ改ムルハ即チ政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ參與セシメサルヘカラス……」今地方ノ制度ヲ改ムルハ即チ政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ參與セシメサルヘカラス……今地方ノ制度ヲ改ムルハ即チ政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ參與セシメサルヘカラス……今地方ノ制度ヲ改ムルハ即チ政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ參與セシメサルヘカラス……

山縣有朋公が夙に國運の伸展を希ひ一は國家隆昌の基礎を固め一は地方民をして政事に參與するの制度を制定せんと思ひプロイセンに於けるシュタイン氏に倣ひて同國の市町村制を母體として立案したるモツセ博士の草案に依り市制町村制を制定したるもので、彼の個人主義や自由主義の英米佛等の制度に求めずプロイセンの夫れにならひて制定した所である。今日大政翼賛の唱導せらるゝ所あるも既に已に市制町村制の制定が此主旨に出でたることは争ふべからざる事實である。然るに此制度施行後幾星霜世は變り時は移り漸く個人主義自由主義が旺盛となり、大政翼賛の主旨を没却して個人主義自由主義に毒せられ、地方自治制度は數度か改正が加へられ、遂には個人主義自由主義に制せられて市町村議員等級選舉制は廢せられ、所謂普通選舉制が採用せらるゝに至つた、爲に市町村會議員の素質が低下し、吏員も亦之に従つて其素質に變化を來たし勢ひ其の本旨は歪められ大政翼賛の實を擧ぐることは能はざるに至つたのである。

此際改正を加ふべき點多々あるべしと雖も先づ市町村會議員の選舉制を改めて普通選舉に依らず、戶主選舉若くは家長選舉制を採用し、宜しく個人主義自由主義を排し家族制度の擁護發達を期すべきである。又市町村長の權限を擴張強化し、市會町村會の權限は須らく限定すべきであらう、尙府縣の併合と共に汎く町村の併合を行ひ其の實力を強大ならしむることが重要點である、若し夫れ部落會町内會を法制化することでは更に喫緊の事で、吾曹が明治四十三年の制度改正に際し此點を主唱したるは亦故なきことである。

以上重要な點をかゝりて改正の要を述べたるが、尙市町村吏員の名稱を改正し、助役は副市長、副町村長、收入役は之を司計と改稱することに聊か細微に涉る餘なるも、之れ大に影響する所少からずと思ふのである。都市の制度として都制を如何にすべきか亦是亦慎重に考慮すべき點少なからず、農村との關係、防空、生産力の擴充、食糧配給の公平化、行政の簡素化、國土計畫の關係、警察權の委讓等新構想を必要とする項目は多々あるであらう、要は大政翼賛を本旨とし、敢て個人主義自由主義に墮することなきを庶幾する所である。(泷民)